



# 鳥取県公報

令和5年12月1日（金）  
第9552号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度 （554）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	形質変更時要届出区域の指定（555）（中部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定（自然共生課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	森林法による開発行為の変更許可（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第554号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の令和5年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和5年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源の涵養 <sup>かん</sup>	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	889.12
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,800.89
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,658.38
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	820.62
	日野地区	日野郡日南町及び日野町	1,290.23
土砂の流出の防備	鳥取	鳥取市	178.12
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	61.70
	岩美	岩美郡岩美町	104.93
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	15.26
	八頭	八頭郡八頭町	21.64
	三朝	東伯郡三朝町	53.06
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	41.74
	琴浦	東伯郡琴浦町	50.37
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	51.78
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	17.39
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.62
	江府	日野郡江府町	4.56
干害の防備	高路	鳥取市高路	9.37
	赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水谷	鳥取市鹿野町水谷	2.10
	本宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志津	倉吉市志津	0.30
	栗尾	倉吉市栗尾	1.82
	大原	倉吉市大原	0.68
	長谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44

	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.66
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1.48
	孝 霊 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山	14.42
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.44
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	82.38
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34.36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	8.32

鳥取県告示第555号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する第6条第2項の規定により告示する。

令和5年12月1日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

- 形質変更時要届出区域として指定する区域  
東伯郡北栄町土下字前田37-1、38、38-3、字丸山10、10-6の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物  
（「次の図」は、省略し、その図面を中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭 鳥取市相生町四丁目411	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月1日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

開発者の氏名 又は名称及び	開発者の 住所又は	開発行為 を行う土	開発行為 の目的	変更後の内容		開発行為 の変更の
				土地の面積	開発行為の	

代表者の氏名	主たる事務所の所在地	地の所在地		開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積	工期	許可年月日
環境プラント工業株式会社 代表取締役 河本 剛	米子市高島 130 - 1	西伯郡南部町東上地内	土石採取による販売	9.1639 ヘクタール	8.3273 ヘクタール	2.8886 ヘクタール	平成27年5月18日から令和10年6月30日まで	令和5年11月20日